

## 加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例（平成24年加西市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(事前登録の申請等)

第3条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録希望者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申請書（様式第1号）により市長に申請（以下「事前登録」という。）しなければならない。

2 登録希望者は、本人による申出であることを証するため、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）その他の市長が適当と認める本人であることを証する書類を市長に提示し、又は提出しなければならない。

3 登録希望者は、本市の区域内に住所を有しない場合には、前項に規定する書類の提示又は提出にあわせて、必要により当該者に係る住民票の写しその他の住所を証する書類を市長に提出しなければならない。

4 第1項に規定する申請を代理人により行おうとするときは、当該代理人は、前2項の書類にあわせて次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、第1号の書類が証する事実について、本市に備付の公簿等の記載又は記録により判明する場合は、当該書類の提示又は提出を省略することができる。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証する書類

(2) 法定代理人以外の者 委任状その他代理権を明らかにする書類

5 事前登録は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により受付窓口において直接申請することができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(事前登録)

第4条 市長は、前条第1項及び第5項の規定による申請があったときは、その内容を

審査し、適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿に登録するものとする。

2 事前登録は、毎週水曜日（その日が市の休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとし、当該登録した日を事前登録日とする。

（本人通知書）

第5条 条例第5条の規定による事前登録者への通知は、本人通知書（様式第2号）により行うものとする。

（登録期間等）

第6条 事前登録者の登録の期間は、登録日から起算して3年とする。

2 事前登録者が、登録期間の満了後に引き続き登録を希望するときは、当該期間が満了する日前1か月以内に登録の更新の申請を様式第1号により行わなければならない。

3 第3条第2項から第5項までの規定は、前項の登録の更新の申請について準用する。

（事前登録の変更等）

第7条 事前登録者は、氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（事前登録の廃止）

第8条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事前登録者に係る登録を廃止するものとする。

（1）登録の更新の申請を行わず、登録期間が満了したとき。

（2）廃止の届出があったとき。

（3）事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（4）事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（5）虚偽による登録その他市長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。